

# 新たな取組みの検討

---

<第3回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会>

平成28年8月2日（火）

---

## <目次>

1. **今年度実施する新たな取組みの検討**
2. **イベントの実施**
3. **業界紙への広告掲載**
4. **合同取締りの実施**
5. **今年度実施する広報の効果検証について（案）**

# 1. 今年度実施する新たな取組みの検討

## 【今年度の広報方針】

- 昨年度は本連絡協議会を設立した取り掛かりとして、社会一般も含めた幅広い層への認知浸透を目指し、広報を実施した。
- 今年度も既存の広報は継続しながら、荷主・運送事業者に焦点を当て、重点的に広報を行う。

広報媒体等	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H29年 4月以降
◎イベント				上旬頃						
◎業界紙広告				上旬頃						
バナー広告 (道路交通情報Now!!)				1ヶ月間						
◎合同取締り (マスコミ公開)					上旬頃					
ツイッター	継続実施中									
連絡協議会ホームページ	継続実施中									
ポスター・チラシ	継続実施中			冬期注意喚起広報（スタック等）の検討						
特車通行ハンドブック	2016年版提供中						2016年版改訂の検討			
その他				広報集中期間						
								荷主団体等への特車講習会実施の検討		

◎今年度の新たな取組み

## 2. イベントの実施

### 【概要】

- 大型車両（特殊車両）を走行させるドライバーや一般の方を対象として、千葉県・東京都・神奈川県内のいずれかの道の駅（選定中）において、連絡協議会の活動をPRするイベント（パネル展等）を開催する。

### イベント内容（案）

①パネル展示

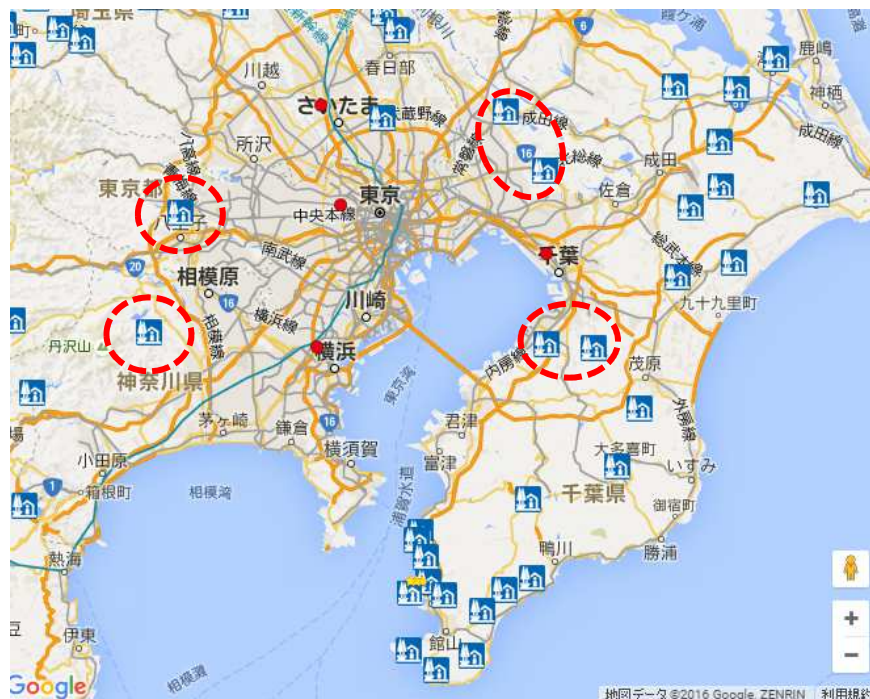
②チラシ配布

③アンケート実施

④粗品配布

⑤その他

（参考）イベント開催イメージ



【出典】関東「道の駅」連絡会ホームページ

※過去に実施した ETC20 紹介イベント風景



H27.2.21東名\_海老名SA



H27.2.21東名\_海老名SA



H27.2.28関越\_高坂SA



H27.2.22中央\_談合坂SA

【出典】平成27年12月4日記者発表資料（抜粋）

（関東地方整備局・東日本高速道路(株)関東支社・首都高速道路(株)共同発表）

### 3. 業界紙への広告掲載

#### 【概要】

- 荷主や運送事業者へのアプローチとして、関係業界企業が購読する物流業界紙へ広告を掲載する。
- 時期は10月上旬頃を予定。
- 広告内容は、①荷主・運送事業者の方へ向けたメッセージ、②2倍レッドカード（即時告発）、③イベントの告知での構成を検討している。



【昨年度掲載】一般紙/地方紙

## 荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則適用。

### ムリな発注はやめましょう。

- 重量超過をさせた場合は、荷主の責任も追求。
- ムリな発注条件の提示は、道路交通法の違反に。
- 違反者には、イエローカード(協力要請書)を発行。
- 3年間に2回の違反者は、レッドカード(警告書)を発動。

### 荷主の方へ

### 運送事業者の方へ

### 重量のルールを守りましょう。

- 重量違反の場合は、運転者に罰則適用。
- 違反した事業者には、公安委員会から必要な措置を執るよう指示。
- 重量違反を承知で行なった場合は、自動車の使用制限処分に。

決められた重量をオーバーした大型車両の走行が、道路を傷める最大の原因。重量オーバーは重大事故につながりかねず、ほかのクルマにも危険です。積み過ぎをさせない、しない。重量違反は、運送事業者だけでなく、荷主も責任を問われます。頼む側も運ぶ側も、重量のルールを守り、道路を守ってください。

#### 悪質な違反者は厳罰化。

- 大型車両の取り締まりを徹底。
- 常習的な違反者は告発。
- 悪質な違反者（2倍以上の重量超過）は即時告発。

#### 適正な利用者は優遇。

**ETC2.0**

- パン車などのセミトレーラの重量制限を11.5トンに緩和。
- 45フィートコンテナやパン車セミトレーラーなどの車両の長さ制限を緩和。
- 違反実績のない場合、通行許可発行までの期間短縮や質素化を実施。

国土交通省 関東地方整備局  
お問い合わせ先：道路部 交通対策課 Tel.049-801-3151(代案)  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/saisei/index00000015.html>

詳しくはこちら  
特選PR  
@tokusy\_kanto

道路の現状を見つけたら道路関係ダイヤルへお電話ください。  
#9910  
無料24時間受付

### 重量守り、道路を守ろう。

大規模道路改正に向けた関東地域連絡協議会

【連絡対象企業/団体】一般社団法人千葉県トラック協会/一般社団法人東京都トラック協会/一般社団法人神奈川県トラック協会/一般社団法人全関東トラック協会/千葉県トラック協会/東京都トラック協会/千葉県トラック協会/神奈川県トラック協会/国土交通省 関東地方整備局 関東運輸局 千葉県 東京都 神奈川県 千葉県 埼玉県 茨城県 栃木県 群馬県 福島県/国土交通省 関東地方整備局 国土交通省 関東地方整備局 国土交通省 関東地方整備局 国土交通省 関東地方整備局

【今年度掲載イメージ案】業界紙

## 4. 合同取締りの実施

### 【概要】

- 平成26年5月に発表された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に則り、過年度から道路管理者は違反車両の取締りを強化している。
- 昨年過去最大規模で実施した首都圏大規模同時合同取締りについて、今年度は本連絡協議会による取組みとして実施を検討している。
- また、メディア報道による情報発信力に着眼し、マスコミ公開による取締りを実施することで、違反の抑止効果が期待できる。

### 【平成27年度首都圏大規模同時合同取締概要】

- 取締り実施組織：国土交通省関東地方整備局、首都高速道路(株)、東日本高速道路(株)関東支社、中日本高速道路(株)東京支社・八王子支社、警視庁、神奈川県警察本部、千葉県警察本部、埼玉県警察本部
- 取締り結果：違反台数 35台（措置命令⇒22台 指導警告⇒13台）

国土交通省 首都高速道路株式会社 NEXCO 東日本 NEXCO 中日本

国土交通省関東地方整備局  
首都高速道路株式会社  
東日本高速道路株式会社関東支社  
中日本高速道路株式会社東京支社・八王子支社  
平成27年11月11日

**首都圏大規模同時合同取締を実施しました**

国土交通省関東地方整備局、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社関東支社及び中日本高速道路株式会社東京支社・八王子支社は、11月10日に一都三県の警察と道路法（車両制限令）違反及び道路交通法違反の同時合同取締を実施しました。

従来より各道路管理者は、「大型車の通行の適正化方針（平成26年5月）」に沿って取締りを強化してきたところですが、過積載車両が平成24年度に比較して約3割も増加する等、老朽化する道路へのダメージが増大していることから、道路管理者が連携を高めて過積載の取締りをさらに強化することとしています。

今般は、この方針に沿って、首都圏に流入・通過する違反車両を一網打尽とするために通常の連携の範囲を拡大し、過去最大規模の大規模取締りを実施したものです。

結果として以下のとおり違反車両に対して行政処分である措置命令や是正指導を行いましたので、その取締り実施結果をお知らせいたします。

今後とも関係機関と連携を図り、道路法（車両制限令）違反車両を根絶するために、厳正に対処してまいります。



【出典】平成27年11月11日記者発表資料（抜粋）

（関東地方整備局・首都高速道路(株)・東日本高速道路(株)関東支社・首都高速道路(株)東京支社・八王子支社共同発表）

## 5. 今年度実施する広報の効果検証について

### ①効果検証について

- 10月～11月にかけて集中的に実施する広報活動を境に、アンケート調査を2回実施し、大型車両（特殊車両）等について認知度や意識変化の有無を定量的に把握する。
- アンケート実施にあたっては、本連絡協議会委員である1都2県のトラック協会および全国クレーン建設業協会に協力を依頼している。また、経団連に協力を要請し、会員（荷主）を対象にしたアンケートを実施する。



### ②アンケートについて

	運送事業者	荷主
対象企業	トラック協会会員 全国クレーン建設業協会会員	経団連会員
対象者	経営者/運行管理者	管理職/実務担当者
目標サンプル数	トラック：200社/クレーン：100社	100社
依頼/回収方法	郵送	
アンケート時期	1回目：8月後半頃 / 2回目：11月後半頃	

# 5. 今年度実施する広報の効果検証について

## ③事前アンケート内容

### 【運送事業者対象アンケート】

#### 大型車両（特殊車両）に関するアンケート調査表（案）

回答日 平成28年 月 日

皆さまには、日頃から国土交通行政にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。  
 年々深刻化する道路の老朽化問題に関連して、大型車両（特殊車両）に関わる皆さまへアンケート調査を実施し、現状把握と共に、この問題に対して真摯に取り組んで参りたいと考えております。ご多忙の中お手数をお掛けしますが、本調査の趣旨をご理解頂き、ご回答いただけますと幸いです。  
 なお、2回目のアンケート調査を秋頃に予定しておりますので、併せてご協力頂きますようお願い申し上げます。

平成28年〇月 国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通対策課  
 【お問合せ先】調査受託会社：公益財団法人 日本道路交通情報センター  
 (担当) 江田、武智 TEL：03-3261-7672

質問1. 記入する方にお伺いいたします。(該当する箇所には○を付けてください。)

職種・性別	経営者	運行管理者	男性	女性	
特車業務の従事期間	1年目	2~5年目	6~10年目	11~20年目	21年目以上

質問2. 道路の劣化に影響を与えている原因は何とお考えですか？(最も該当する番号に○を付けてください。)

選択肢	①重量超過の大型車両が走行している	②コスト削減で道路の補修がされていない
	③建設してから時間が経っている(経年劣化)	④原因はわからない

質問3. 定められた大きさや重さを超える車両を走行させる場合、通行経路の道路管理者に対して申請を行わなければならないことをご存知ですか？(該当する番号に○を付けてください。)

選択肢	①知っている	②知らない
-----	--------	-------

質問4. 大型車両を走行させるにあたって、一番気を付けている点はどんなことですか？(最も当てはまる番号1つに○を付けてください。)

選択肢	①時間指定	②安全性	③コスト削減	④その他( )
-----	-------	------	--------	---------

質問5. 荷主報告制度(報告制度の改正も含め)をご存じですか？(該当する番号に○を付けてください。)

選択肢	①知っている	②知らない
-----	--------	-------

質問6. 荷主から無理な要求をされたことはありますか？(該当する番号に○を付けてください。複数回答可)

選択肢	①最大積載量以上の積荷を運ばされた	②着地が遠距離なのに高速料金が買えなかった
※⑥その他は自由記述	③夜間走行の条件なのに昼間着で指定された	④誘導車の料金が買えなかった
	⑤無理な要求は無かった	⑥その他( )

質問7. 国等へ特に要望したいことは何ですか？(最も該当する番号に○を付けて下さい)

選択肢	①特殊車両通行許可の審査期間の短縮	②超重量・超寸法車両以外の誘導車の廃止
※⑤その他は自由記述	③大型車誘導区間の拡張	④未収録道路の収録化
	⑤その他( )	

質問8. このイラストを以前に見たことがありますか？(該当する番号に○を付けてください。)

選択肢	①見たことがある	②見たことがない
	③わからない	

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。



※トラック協会会員向けアンケート内容

#### 大型車両（特殊車両）に関するアンケート調査表（案）

回答日 平成28年 月 日

皆さまには、日頃から国土交通行政にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。  
 年々深刻化する道路の老朽化問題に関連して、大型車両（特殊車両）に関わる皆さまへアンケート調査を実施し、現状把握と共に、この問題に対して真摯に取り組んで参りたいと考えております。ご多忙の中お手数をお掛けしますが、本調査の趣旨をご理解頂き、ご回答いただけますと幸いです。  
 なお、2回目のアンケート調査を秋頃に予定しておりますので、併せてご協力頂きますようお願い申し上げます。

平成28年〇月 国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通対策課  
 【お問合せ先】調査受託会社：公益財団法人 日本道路交通情報センター  
 (担当) 江田、武智 TEL：03-3261-7672

質問1. 記入する方にお伺いいたします。(該当する箇所には○を付けてください。)

職種・性別	経営者	運行管理者	男性	女性	
特車業務の従事期間	1年目	2~5年目	6~10年目	11~20年目	21年目以上

質問2. 道路の劣化に影響を与えている原因は何とお考えですか？(最も該当する番号に○を付けてください。)

選択肢	①重量超過の大型車両が走行している	②コスト削減で道路の補修がされていない
	③建設してから時間が経っている(経年劣化)	④原因はわからない

質問3. 定められた大きさや重さを超える車両を走行させる場合、通行経路の道路管理者に対して申請を行わなければならないことをご存知ですか？(該当する番号に○を付けてください。)

選択肢	①知っている	②知らない
-----	--------	-------

質問4. 大型車両を走行させるにあたって、一番気を付けている点はどんなことですか？(最も当てはまる番号1つに○を付けてください。)

選択肢	①時間指定	②安全性	③コスト削減	④その他( )
-----	-------	------	--------	---------

質問5. 荷主報告(元請責任)制度(報告制度の改正も含む)をご存じですか？(該当する番号に○を付けてください。)

選択肢	①知っている	②知らない
-----	--------	-------

質問6. 発注者から無理な要求をされたことはありますか？(該当する番号に○を付けてください。複数回答可)

選択肢	①クレーンの分解・組立費用を貰っていない	②夜間走行の条件なのに昼間着で指定された
※⑤その他は自由記述	③誘導車の料金が買えなかった	④無理な要求はされなかった
	⑤その他( )	

質問7. 国等へ特に要望したいことは何ですか？(最も該当する番号に○を付けて下さい。)

選択肢	①特殊車両通行許可の審査期間の短縮	②超重量・超寸法車両以外の誘導車の廃止
※⑤その他は自由記述	③大型車誘導区間の拡張	④未収録道路の収録化
	⑤その他( )	

質問8. このイラストを以前に見たことがありますか？(該当する番号に○を付けてください。)

選択肢	①見たことがある	②見たことがない
	③わからない	

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。



※全国クレーン建設業協会会員向けアンケート内容



# 5. 今年度実施する広報の効果検証について

## ③事前アンケート内容

【荷主対象アンケート】

### 大型車両（特殊車両）に関するアンケート調査表（案）

回答日 平成28年 月 日

皆さまには、日頃から国土交通行政にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。  
 年々深刻化する道路の老朽化問題に関連して、大型車両（特殊車両）を使って荷物輸送をお願いする立場の皆さまへアンケート調査を実施し、現状把握と共に、この問題に対して真摯に取り組んで参りたいと考えております。  
 ご多忙の中お手数をお掛けしますが、本調査の趣旨をご理解頂き、ご回答いただけますと幸いです。  
 なお、2回目のアンケート調査を秋頃に予定しておりますので、併せてご協力頂きますようお願い申し上げます。

平成28年〇月 国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通対策課  
 【お問合せ先】調査受託会社：公益財団法人 日本道路交通情報センター  
 (担当) 江田、武智 TEL: 03-3261-7672

質問1. 記入する方にお伺いいたします。(該当する箇所を○を付けてください。)

職種・性別	管理職	実務担当者 (実際に積荷を運送事業者に発注している方)	男性	女性	
勤 続	(当該会社において) 1年目	2~5年目	6~10年目	11~20年目	21年目以上

質問2. 道路の劣化に影響を与えている原因は何とお考えですか？(最も該当する番号に○を付けてください。)

選 択 肢	①重量超過の大型車両が走行している	②コスト削減で道路の補修がされていない
	③建設してから時間が経っている(経年劣化)	④原因はわからない

質問3. 定められた大きさや重さを超える車両を走行させる場合、輸送経路の道路管理者に対して申請を行わなければならないことをご存知ですか？(該当する番号に○を付けてください。)

選 択 肢	①知っている	②知らない
-------	--------	-------

質問4. 車両に荷物を積む場合に、最大積載量(積める荷物の最大の重さ)をご存知ですか？(該当する番号に○を付けてください。)

選 択 肢	①知っている	②知らない
-------	--------	-------

質問5. 大型車両(特殊車両)で積荷を輸送する場合、道路法に基づき輸送経路によっては最大積載量まで積載できない場合があることをご存知ですか？(該当する番号に○を付けてください。)

選 択 肢	①知っている	②知らない
-------	--------	-------

質問6. 荷主勧告制度(レッドカード)が改正され、違反事例が要件に該当すると認められた場合、協力要請書を発動せずに荷主勧告が発動されることをご存知ですか？(該当する番号に○を付けてください。)

選 択 肢	①知っている	②知らない
-------	--------	-------

質問7. 大型車両(特殊車両)の現地取締りにおいて、基準の2倍以上の重量違反が確認された場合、即時告発(レッドカード)されることをご存知ですか？(該当する番号に○を付けてください。)

選 択 肢	①知っている	②知らない
-------	--------	-------

質問8. 国等へ特に要望したいことは何ですか？(最も該当する番号に○を付けて下さい)

選 択 肢	①特殊車両通行許可の審査期間の短縮	②超重量・超寸法車両以外の誘導車の廃止
※⑤その他は自由記載	③大型車誘導区間の拡張	④未収録道路の収録化
	⑤その他 ( )	

質問9. このイラストを以前に見たことがありますか？(該当する番号に○を付けてください。)

選 択 肢	①見たことがある	②見たことがない
	③わからない	



以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。